

介護保険申請書類のマイナンバー（個人番号）記入に関するご案内

文京区介護保険課

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）開始に伴い、介護保険申請書類にマイナンバー（個人番号）を記入することになりました。マイナンバーを記入した申請書類を提出する際には、マイナンバー確認書類及び身元確認書類等の提示をお願いします。

確認書類の例は、別掲の「マイナンバー（個人番号）確認書類と身元確認書類」をご覧ください。

1 窓口申請でマイナンバーの記入がある場合に必要なもの

(1) 本人申請の場合

- ① 本人のマイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード（記載事項が現在の住民票と一致している場合のみ）、個人番号付住民票の写し等）
- ② 本人の身元確認ができるもの（運転免許証、パスポート等、又は介護保険被保険者証と健康保険被保険者証の2点確認等）

(2) 代理人申請の場合

- ① 本人のマイナンバーが確認できるもの又はその写し
- ② 代理権の確認ができるもの（委任状、本人の介護保険被保険者証（原本）等）
- ③ 代理人の身元確認ができるもの（運転免許証、パスポート、介護支援専門員証等）

(3) 代理権を持たない方による申請の場合

本人以外の申請で、代理権の確認書類がない場合は、「使者」による申請とみなします。

「使者」はマイナンバーを扱うことができないため、マイナンバーが記入された申請書類は封筒に入れて提出する等の措置を講じてお持ちください。

（代理権の授与が困難である場合は、マイナンバーは空欄で受付します。）

2 郵送申請でマイナンバーの記入がある場合に必要なもの

(1) 本人申請の場合

- ① 本人のマイナンバーが確認できるものの写し
- ② 本人の身元確認ができるものの写し

(2) 代理人申請の場合

- ① 本人のマイナンバーが確認できるものの写し
- ② 代理権の確認ができるもの（委任状、本人の介護保険被保険者証（原本）等）
- ③ 代理人の身元確認ができるものの写し

※身元確認書類として、各種健康保険証の写しを郵送で提出いただく際には、「保険者番号」および「被保険者等記号・番号」を、黒塗りなどにより、見えないようにしてお送りください。

(3) 代理権を持たない方による申請の場合

本人または代理人以外の方が申請書類を作成し郵送で申請する場合は、「使者」による申請とみなします。この場合、「使者」が利用者本人に代わって申請書類にマイナンバーを記入することはできません。

※郵送申請では、確認書類の写しは返却しません。

3 マイナンバーの記入がない場合

マイナンバーがわからない、代理権の授与が困難である等、マイナンバーの記入が困難な場合は、空欄のままでも受付します。その場合は、マイナンバー確認書類と身元確認書類は必要ありません。区で住民基本台帳等からマイナンバーを確認し、記入しますのでご了承ください。